第171回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第171回入札監理小委員会 議事次第

日 時: 平成 23 年 6 月 17 日 (火) 14:30~15:46

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 実施要項(案)の審議
 - 農業物価統計調査 (農林水産省)
 - 内水面漁業生産統計調査 (農林水産省)
- 2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主查、逢見副主查、佐藤専門委員、加藤専門委員

(農林水産省)

大臣官房統計部 経営・構造統計課 中根課長補佐 生産流通消費統計課 冨田課長補佐 統計企画課 南課長補佐

(事務局)

和田参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第171回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の「農業物価統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」の実施要項(案)についての審議を行います。

はじめに、「農業物価統計調査」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課中根課長補佐に御出席いただいております ので、事業の評価等を踏まえた実施要項(案)の内容等について、御説明をお願いしたいと思いま す。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

〇中根課長補佐 それでは、私の方から、実施要項(案)の変更点につきまして御説明させていただきます。資料はお手元の資料A-2の「農業物価統計調査民間競争入札実施要項(案)」に基づきまして御説明させていただきます。

農業物価統計調査につきましては、本年3月30日に事業の評価をいただいているところであります。これを受けまして、評価結果として御指摘いただいたものにつきましては、実施要項(案)に反映するよう検討させていただいているところであります。

まず、御指摘をいただいた事項等について御説明させていただきます。

1点目につきましては、実施経験を踏まえた民間業者の創意工夫によるさらなる質の維持・向上や事業実施を図る観点から、契約期間を延長するよう御指摘をいただいた点であります。この点については、調査票の回収や審査の方法など実績を積むことによって創意工夫が発揮されると考えられますので、現在の契約期間は2年ですが、1年延長いたしまして3年とすることで、創意工夫が発揮できるものと考えております。この点については、実施要項(案)の3ページの2の(1)アの「業務期間」及び11ページ3の「農業物価統計調査の契約期間」にも示しているところでありますが、現行の2年から3年へ延長ということで、平成23年11月から平成27年3月まで、調査としては、平成24年1月調査から平成26年12月調査までとしているところであります。

2点目につきましては、確実な業務の引継に関する御指摘であります。この点につきましては、 4ページのウの「業務の引継」に記載しておりますように、農林水産省は、民間事業者が事業を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に十分な業務の引継を行うこと。それから、本業務終了に伴い、民間事業者が変更になる場合は、農林水産省は次期事業者へ引継を行うこととし、必要に応じ、民間事業者に対して、資料の作成・提出をさせることを明記し、確実に引継を実施するよう対応することとしております。

また、現在も定期的に民間事業者と打ち合わせを行っているところですが、このことについて、 エの「業務内容」に明記させていただいているところであります。

3点目につきましては、業務遂行に当たり確保されるべき質についてであります。9ページの(3) のエに記載しております。(7) として、農林水産省が民間事業者に調査票データや集計値等の確認を求めた場合や疑義照会を行った場合、民間事業者は農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応することを明記させていただいております。また、(4) に、農林水産省から疑義照会を受けた場合、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、修正が生じた場合は、調査票の内容を修正すること

を明記しております。

また、10ページの(4)に、民間事業者に調査不能状況や問い合わせ、苦情等の対応状況などを報告 させるなど、業務の質が確保されているかどうかのモニタリングを行うこととしております。

4点目につきましては、業務改善策の作成・提出についてであります。これについては、同じページの(6)に記述させていただいておりますが、民間事業者において、業務の質が満たされなくなり、業務の改善が必要な場合、あるいは民間事業者が独自に判断した場合は、民間事業者は業務の改善策を作成し、農林水産省へ提出するとともに改善策を実施することを明記しております。

5点目につきましては、業務の改善提案についてであります。これは同ページの(7)になります。 民間事業者が業務の質の確保、向上を図るため、改善策・改善案を農林水産省に対して行うことが できることを明記しております。このことにより、民間事業者の創意工夫による業務の効率化等の 提案が業務に反映できるよう配慮しているところであります。以上のことによりまして、業務の質 の確保・向上を図っていくこととしております。

また、業務内容等についてではございませんけれども、(5)に契約方法についても変更しておりますので、ここで御説明させていただきます。調査用品の郵送及び客体への謝金の代金については、農林水産省が負担することとしまして、企業努力によらない経費の低減部分について実績に合わせた支払となるよう見直しを行っているところであります。

また、3月の東日本大震災により調査が行えなくなった客体が発生したというようなこともありますことから、天災地変等の影響により調査不能となった場合の対応を、1ページ戻りまして9ページのケに明記しているところであります。

続きまして、入札資格や評価項目等についての内容であります。まず、入札に参加する者に必要な資格についてでございます。こちらは 11 ページの4の(7)に、入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること、それから、(8)に、公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会の外部有識者本人またはこれらの者との利害関係を有する事業者でないことを追加しております。

続きまして 14 ページに、評価項目一覧表を記載しておりますが、この評価項目について見直しを行っております。まず、「実施体制」の2の 2.1 になりますけれども、業務増加時等の人員の補助体制が確立されているかということを追加しております。また、3の「個別業務の実施方法」の3.1で、オンライン調査の導入促進の工夫が示されているかということを追加しております。更に、「その他」になりますが、その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているかということを追加しているところであります。

続きまして、16ページの8に、「民間事業者が使用できる国有財産に関する事項」を追加しております。オンライン調査システムへのアクセス権の民間事業者への付与等について明記させていただいているところであります。

また、昨年度の農林水産省の行政事業レビューにおきまして、中間団体等の経由をやめるなどの交付ルートを効率化することということが示されたところですので、その点について、20ページの

(カ) において、事業の再々委託について禁止することを明記しているところであります。

続きまして、22 ページの 12 の(8)に、公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技 術検討会の件について追加をしているところであります。

最後になりますが、事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた創意工夫、企画書の提案が可能となるよう、24ページから 28ページにかけて、22年度の委託の状況について、業務の実施体制や、個票審査、疑義照会の件数など、業務に必要な内容を示して情報開示をしているところであります。

要項の改善点については、以上であります。

続きまして、パブリックコメントの関係については、農業物価統計調査におきましては、2点の意見が出ているところであります。まず1点目が、業務の引継についてであります。これは仕様書の4ページの2の(1)のウになります。内容としては、「必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料を求める場合がある。この場合は、民間事業者は農林水産省の求めに応じて資料の作成・提出を行うこと。」という記述に対して、「必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な書類を求める場合がある。この場合は、民間事業者は農林水産省の求めに応じて極力資料の作成・提出を行うこと。」という、「極力」という形で提案をいただいております。提案理由といたしましては、業務終了前は業務が進行中であること、また、民間事業者の知的財産権に関することもあると思われるので、そのようなことに配慮する必要があるのではないかということであります。

この件につきましては、御意見のとおりです。ただ、ここで表記しているものにつきましては、 資料が整わない場合や、知的財産権にかかわるものについて、すべて提出すべきという意味で記載 しているものではありません。御意見については当然配慮すべきということを考えておりますが、 仕様書に「極力」という言葉を記載してしまいますと、このこと以外の件についても拒否が発生す るおそれがありますので、そのようなことはできるだけ排除することから、実施要項(案)のとお り、変更しないこととしたいと考えております。

なお、この件につきましては、入札説明会で、過度な負担を強いるようなことはないよう配慮した上で資料の作成を求めるという当方の趣旨について御説明させていただきたいと思っております。

2点目は、契約金の支払についてであります。仕様書の10ページの2(5)アになります。「契約の 形態は請負契約とし、調査関係用品の配付及び調査票の回収に掛かった郵送料、並びに調査客体へ の謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金を国が負担する。」という記述に対して、「契約の形態は 請負契約とし調査関係用品の配付及び調査票の回収に掛かった郵送料、並びに調査客体への謝金又 は謝金相当の謝礼品の支給額の代金を国が負担し、精算は単価制とする。」という提案をいただい ております。

提案理由といたしましては、実質として単価精算と取れるため明記した方がよいのではないかということであります。契約については、あくまでも請負契約でありまして、調査用品の配付、又は回収のための郵送料や謝金、謝金相当の謝礼代の実質額で精算させていただくという趣旨であります。御意見のように、「精算は単価制とする。」という記載にしますと、国が定めた単価に基づいて

支払いが行われる単価契約と誤解をされるおそれがありますので、実施要項(案)のとおりとさせていただきたいと思います。

以上であります。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

〇加藤専門委員 実施要項(案)の 24 ページの「従来の実施に要した経費」ですけれども、一番右側の平成 $22 \cdot 23$ 年度の金額が 275,100,000 円と明記されておりまして、その説明として、25 ページの「委託費」で書かれていますが、これは 22 年度・23 年度の合計額と理解いたしましたが、そうであれば、25 ページの「委託費」の説明書きで、 $22 \cdot 23$ 年の調査分の合計額というところを入れた方が誤解を生じないかなと。

なぜそう思ったかといいますと、24 ページの上の表で、平成20 年度と21 年度の合計額がそれぞれ3億強の数字になっていまして。一番右側の22・23 年度で、これが2年分だと思われますが、2年分の数値でありながら、隣の単年度分よりも小さな数字になっているということで、誤解を与えかねないので、ここは合計額という形で明記された方がよろしいのではないかなと考えました。いかがでしょうか。

- ○南課長補佐 では、御指摘のとおり、追加させていただきます。
- 〇小林副主査 今のところに関連して、これはすごくわかりにくい書き方になっていて、20年度と 21年度が委託費(調査協力謝金)と書いてあります。委託費の説明書きを見ると、「20、21年度の 調査協力謝金を計上した。」ですね。だけど、それと 22年度・23年度の民間委託の契約額は性質 が違いますね。実費精算分とその下に書いてある平成 20年度調査の郵送料 142 万と 1,313 万は、どこに入っているのですか。
- ○南課長補佐 これは2億7,000万の中に含まれております。
- ○小林副主査 含まれているということですか。
- ○南課長補佐 はい。
- ○小林副主査 これは2つにしたらいいのではないですか。これは比較可能性がないじゃないですか。委託費 (調査協力謝金) と書いてあって、22 年度・23 年度は、全部の業務の委託費ですね。 それプラス実費精算分ということですね。
- ○事務局 ちょっと確認だけさせてください。23年度の謝金等は出ますか。
- ○小林副主査 22年度調査は出ているけれども、23年度は、まだ出てないということですよね。
- ○中根課長補佐 23年度はまだ出てないです。
- ○事務局 22 年度だけは並べられますが。
- ○小林副主査 そうすると、実費精算分を除いた契約額は別途あるということですね。
- ○事務局 今お話がありましたとおりに、この2億7,000万を契約した際には、実費払い、実績で払うという仕組みになっていませんでした。本実施要項案のような契約になっていないので、すべてこの中に入っています。このため、25ページの委託費の説明の際に、この中には、今回実績払い

をするという部分も含まれています。その額はこういうものだというのを参考として入れさせていただいたということです。

〇加藤専門委員 今の点に関しまして、例えば 24 ページの上の表の項目のところで、「委託費(調査協力謝金)」で、調査協力謝金を正式な項目名で例えば出して、それで、 $22 \cdot 23$ 年度のところは、確かに 22 年度分の実績しかまだわからないということでしょうから、とりあえず 22 年の実績の 142 万と 1,313 万の合計額を記載されて、注意書きを付けて、23 年度分はまだ含まれていませんと。それ以外の項目として、今度は「委託費」で、 $20 \cdot 21$ 年度の委託費はゼロ(一)になるわけですね。 $22 \cdot 23$ 年度の委託費の欄に、275,100 からさっきの謝金を引いた金額ですね。契約額というのですか。

- ○小林副主査 これは悩ましいですね。調査協力謝金プラス郵送料だから。
- ○事務局 郵送料は、今までは物件費の方に置いていたのですね。
- ○小林副主査 では、これはしようがないのですかね。
- ○事務局 農林水産省の調査、昨年も入札を3件、市場化テストでやっていただきました。こちらも同じような形でやらせていただいて、何か問題ありましたか。お金の出し入れを入札金額でやってもらったと思うのですけれども、そこで御判断が間違うようなことがありましたか。
- ○南課長補佐 先行3調査の民間事業者の方からは、特に問題があるというようなことは聞いておりません。
- ○小林副主査 そうしたら、委託費のところの一番最後のパラグラフに、平成 23 年度調査については、郵送料と謝金は含まれてないというか、何かそういう注意書きを加えた方がいいのではないですか。そういうのは要らないですか。
- ○事務局 委託金額の中に入っていて、明細が見えてこないということですね。
- ○小林副主査 この表の見方として、「委託費(調査協力謝金)」と書いてあって、比較可能性がないじゃないですか。(調査協力謝金)と書いてあるのは、勿論、20・21年度にはそういうものがあったけれども、それが今度は委託契約の中に含まれてしまうということになるから、そこの部分は「委託費」という欄をもう1行追加して、平成22・23年度に2億7,500万を入れたらどうですか。そうすると、この説明文を読んでわかるかなということです。
- ○事務局 そこはよろしいですか。1行追加をしてもらって、委託費というところで大丈夫でしょうか。
- ○南課長補佐 はい。
- ○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。
- ○加藤専門委員 要項(案)の5ページの上から5行目のなお書きのところです。「オンライン調査導入促進の方法については、」とあるところで、例えばここの部分で、16ページの8のオンライン調査システムへのアクセス権ですね。これは直接関連していると思われますけれども、要項(案)としてより親切だなと思っていただけるために、参照とか、アクセス権がありますよというその参照をしていただくとか、そういったところも考慮する余地はあるのかなと私は感じましたが、いかがでしょうか。

- ○南課長補佐 今の御質問は、5ページのこの部分に、16ページを参照しなさいということを記入 していただきたいということでしょうか。
- ○加藤専門委員 はい。端的に言ってしまうとそういうことですが、ただ、5ページの5行目の文章だけではなくて、ほかにもオンラインに関する箇所が出てくると思いますので、そこが何かパラパラといろいろなところを見て初めてわかるという関連になっていると思いますので、そこを「参照」か何かでうまく結びつけられると、これを読んだ人はよりわかりやすくなるのではないかなと、そういう意見です。
- ○南課長補佐 では、そのように対応させていただきます。
- ○加藤専門委員 これはそんなに難しいものですか。
- ○南課長補佐 いいえ、特に問題はございません。
- ○加藤専門委員 問題とかそういう意味では全くなくてですね。
- ○南課長補佐 はい、わかりました。
- ○事務局 本文の3ページに、この事業での調査の方法が規定されておりまして、ここで初めてオンラインシステムを使った調査をすることが触れられています。ここを参照するという形でつなげていくとよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○加藤専門委員 そうですね。確かにそう思います。
- ○小林副主査 それと関連しているかどうかはわからないのですけど、コストが合理的になった、効率化したのは、例えば 28 ページの (注記事項) の2番の「調査方法と実績」で、オンラインの客体数があります。オンライン調査を実施したのはこの年からだということで、これで合理化したというふうに考えられますね。その点はちょっと注記をしていただくといいのではないかと思うのですけど、どうですか。つまり、実施要項の中でオンラインの提案をウェルカムに、加点項目にもオンラインを増やすことがポイントになっているじゃないですか。オンライン調査は 22 年度から実施したのですよね。
- ○中根課長補佐 そうですね。民間委託になってからです。
- ○小林副主査 実績として以前は実施してなかったものが、オンライン調査が入ってきたことによる効果みたいなことがあるわけだから、そこのところの注記をしていただいた方が、新しく参入する人たちにとっては情報になるのではないでしょうかということですけれども。
- ○南課長補佐 具体的には、28ページの2の「調査方法と実績」の下の部分に注意書きというか、 そういうものを注記しておいた方がよろしいということでしょうか。
- ○小林副主査 そうですね。そうだと思います。 ほかにいかがでしょうか。
- ○逢見副主査 非常に細かい問題ですが、24ページの2.で人件費の内訳で、「基本給、諸手当、 社会保障料」と書いてありますが、これは多分「社会保険料」ですね。
- ○中根課長補佐 はい、そうです。
- ○逢見副主査 あとは、パブコメの1の「極力」を入れるべきという意見に対して、回答の第2パラグラフで、「極力」を入れると、「こうした配慮事項に関係なく一律的に引継資料の作成ができな

くなるおそれがあることから」というのは、「極力」を入れると、民間事業者がこれは提出できないということで、提出しないことによって引継資料がうまくできなくなるということでしょうか。 〇中根課長補佐 うまくできなくなる可能性もあるということで、そこはきちっと出してくださいということを言って、趣旨はきちっと伝えることにしたいと思います。

- ○逢見副主査 「提出せよ」ということは言うけど、しかし、その配慮はするということですか。
- ○中根課長補佐 はい。
- ○逢見副主査 回答の文章がわかりにくいところがありますね。
- ○小林副主査 法律的にはどうなのですか。「極力」と言うと、努力義務というか、何か期待されますみたいな感じになるとか、そういうことですか。
- ○佐藤専門委員 私も、契約書に「極力」という言葉は今まで一度も使ったことはありませんけれ ど、もし「極力」と書いたら、「気が向いたら出す」という意味になります。「努める」という「努 力義務」で書いたら、結果的に何も出てこなくても、「出すよう努力しましたけれども、間に合い ませんでした」というのもオーケーになってしまいます。結論としては、実施要項の書きぶりとし ては、今のままがよろしいと思います。
- ○小林副主査 回答の仕方について、佐藤先生からコメントを。
- ○佐藤専門委員 このパブコメへの回答はもう既に終わっていらっしゃるのですよね。
- ○南課長補佐 いえ、これからです。
- ○佐藤専門委員 「過度な負担を強いることないよう配慮します」は、農林水産省さんが想定される「過度な負担」がよくわからないのですけれども、こう言っていただくことも一つの方法ですけれども、例えば著作権とかそういうことを心配しているということであれば、「適用がある法令の範囲内でお願いすることになります」とかいうような言い方の方が結構かっちりしていて、その「適用がある法令」とは何かという話になると、それは出てきたものによるわけですね。その言い方自体では、多分、提案理由の「資料が整わない可能性がある」という部分については対応ができてないのですけれども、そこら辺については、多分現場でのお話し合いということだろうと思いますので、少なくとも著作権のこととか知的財産権にかかわることを向こうが持ち出しているのであれば、全く当たり前のことですけれども、発注側として、そこら辺の民間側の権利を侵してまで出してこいということはもともとできないわけですから、それを回答するときには、PFIの公募資料に対する質問・回答でよくあるのは「適用法令の範囲内でお願いいたします」というような言い方があるので、使っていただければ、文脈上無理がなければ、そういったような回答ぶりもあるのかなと思いました。
- ○中根課長補佐 「適用法令の範囲内で提出をお願いします」と。
- ○佐藤専門委員 はい。
- ○中根課長補佐 はい、わかりました。ありがとうございます。
- ○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。
- ○佐藤専門委員 入札参加資格に関することで念のための質問ですが、実施要項(案)の 11 ページの4の(8)に、「外部有識者との利害関係を有する事業者でないこと」ですが、農林水産省として

は、利害関係をどうやって判断されるのかお聞かせいただけますか。

○南課長補佐 入札に入ってきた民間事業者の役員をやっているとか、そういう部分を想定はして いたのですけれども。

○佐藤専門委員 これを使って失格にするときは、相当説明が農水省さんとしても重たいと思うのです。これはあくまでも情報提供として申し上げるのですが、PFIの世界などでは、ここのところの入札参加資格の書き方としては、利害関係は、「資本関係又は人的関係を有する者でないこと」という書き方をして、「人的関係」というのは、今、南課長補佐がおっしゃっていただいたように、役員に就任しているとかそういうことを想定して、それをはじくと。あと、役員には就任してなくても、出資しているなどというのは典型的ですけれども、そういう場合もはじくということで。それ以外に何か、「利害関係」という言葉の方がもっと広いので、例えば出資もしてないし、役員にもなってないけれども、そこの会社と顧問契約を締結しているとか、何か継続的に対価を得るような仕事をしているというようなことが多分あるので、ここは発注者としては、想定された利害関係の範囲を書いていただければよくて。ここをもっと明確化した方がいいかどうかについては、それは御検討いただければいいと思うのですが、実際に、この理由でもって失格にするときには、相当説明が重たくなるので、そこら辺の基準をはっきり持っておかれた方がいいのかなという気がします。

- ○中根課長補佐 基準をしっかり定めておく必要があるということですね。
- ○佐藤専門委員 はい。
- ○小林副主査 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今、何点か修正する必要があるところがあると思いますので、ちょっと事務局の方で まとめていただけますか。

○事務局 それでは、要項(案)本文に何点か、また、パブコメの方の対応についても、御指摘を 踏まえて、記載内容の整理をお願いしたいと思います。

本文の方ですが、17ページです。国有財産に関する事項でオンラインの関係。こちらについては、 要項上、見やすくという観点から、オンラインについては、3ページの(5)の「調査方法」のウ、調 査方法の種類として出ておりますので、こちらを参照するということで修正をお願いしたいと思い ます。

それから、24 ページの情報開示。こちらは経費の部分でございます。まず、委託費の部分です。 ここを2段にして、調査協力謝金と現状の委託費の違いがわかるようにというところ。

あとは、注記事項を、委託費に入っている 22・23 年度については、合計の金額ですということがわかるように修正をする。

それから、誤字が人件費の説明部分にございましたので、こちらをお願いしたい。

あとは 28 ページですね。オンライン調査は、22 年の 1 月調査からスタートしていることがわかるように注意書きをお願いしたいと思います。

こちらを修正させていただきまして、また、先生方に御照会させていただければと思います。

○小林副主査 それでは、「農業物価統計調査」の実施要項(案)についての審議はこれまでにしたいと思います。

今、確認しましたので、それで、事務局からはよろしいですか。

○事務局 はい。

〇小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、ただいまの修正等を行っていただきまして、各委員にフィードバックしていただきまして、確認して、それで、審議がおおむね終了したものとさせていただきたいと思いますので、改めて小委員会を開催せずに、実施要項(案)の取り扱い、監理委員会への報告資料の作成については、委員の先生方が確認された後は、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にフィードバックをお願いします。

農林水産省におかれましては、本実施要項(案)にただいまの修正を行った上で、この実施要項 (案)に沿って、適切に事業を実施していただきますようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(農林水産省 担当者入れ替え)

〇小林副主査 それでは、続きまして、「内水面漁業生産統計調査」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課冨田課長補佐においでいただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項(案)の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は15分程度でお願いします。

○冨田課長補佐 ただいま御紹介にあずかりました農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計 課で漁業生産統計を担当しております冨田でございます。

それでは、「内水面漁業生産統計調査」の民間競争入札実施要項(案)につきまして、私の方から御説明させていただきます。

本調査については、第1期の民間事業者による調査を行い、その業務結果につきまして、本年3月23日に書面審議された161回入札監理小委員会において、評価をいただいたところでございます。本日は、次期の実施要項(案)につきまして、評価で御指摘いただいたことを反映させ、変更した点及び契約上変更が必要であると判断した点を中心に御説明させていただきたいと思います。

それでは、評価で御指摘いただいたことを反映した点から、まず御説明させていただきます。

まず、要項(案)の3ページ目を御覧ください。

契約期間を延長しております。2の(1)のアの「業務期間」及び10ページ目の3「内水面漁業生産統計調査の契約期間」の項目で、平成23年11月1日から平成26年8月末日までということで

変更させていただいております。これは実施経験を踏まえました民間事業者の創意工夫により、さらなる質の維持・向上や事業実施を図るという観点から、平成 23 年 11 月から 26 年 8 月までの間に 3 年分の調査を行うということで延長させていただいております。

なお、本調査については他の調査とちょっと違う点がございます。恐縮でございますが1ページ 目を御覧ください。

 $1 \, o(2)$ の「調査の対象」の「ア 内水面漁業漁獲統計調査」でございます。この調査は、漁業権等が設定されている河川・湖沼における調査でございますが、 $23 \cdot 24$ 年と、3 年目の 25 年調査で、調査の範囲が若干変わっております。これは、 $23 \cdot 24$ 年につきましては、第 1 期と同じ河川・湖沼での調査を行うことになっておりますが、25 年調査につきましては、5 年に一度漁業権等が設定されているすべての河川・湖沼で漁業を営んでいる者を対象に調査を実施、当方では全数調査と言っておりますが、それを行うこととしております。その結果を受けて、漁獲量が一定以上ある、若しくは行政施策上必要であるという主要な河川・湖沼を設定いたしまして、その河川・湖沼を対象に次の年から 4 年間調査をすることとしております。したがって、25 年の調査につきましては、調査の対象及び規模を、 $23 \cdot 24$ 年と別に記述しております。

(3)「調査の規模」のア(Υ)(Υ)(Υ)を御覧ください。調査対象の予定調査客体数が $23 \cdot 24$ 年調査については約 750 となっておりますが、25 年調査につきましては、1,220 と、調査客体数が変わっております。なお、内水面の養殖業と琵琶湖、霞ヶ浦及び霞ヶ浦に近接する北浦の 3 湖沼の調査につきましては、客体数は、3 年間で変更はございません。

続きまして、4ページ目のウでございます。「業務の引継」で、これを新たに項目として設けさせていただいております。これは、業務を開始するまでの間に、民間事業者に十分な業務の引継等を行うことを明記させていただいているとともに、本事業が終了したときの次の事業における引継についても、確実に行うことの明記ということで、ウにそういう内容で書かせていただいております。

続きまして、「業務遂行に当たり確保されるべき質」ということで、9ページのウでございます。 ここに前回同様、調査票の回収率は100%を達成することを明記しております。

また、その下のエに、この質を確保するという観点から、調査票の内容審査や統計表の作成に当たっては、審査事項一覧表の検討項目すべてについて確実の検証を行うことを明記させていただいております。このため、基本的な審査内容を記載しました審査事項一覧表を別紙5で添付させていただいております。

また、農林水産省としては、(4)「モニタリングの方法について」で、これらの確保されるべき質をしっかりするということで、9(1)アに示す報告とか、2(1)カに示す納入物件によって確認することについても明記させていただいております。

ページ戻っていただいて恐縮でございます。 5 ページ目の 11 行目ぐらいから、協力を得ることが極めて困難と判断された調査客体については、速やかに「内水面漁業生産統計 調査拒否等報告」 (別紙 10) に取りまとめて、農林水産省に電子メールにより報告し、当該調査客体からの調査への協力が得られるよう、農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとするということで、ここ

で農林水産省がしっかり関わって、業務遂行に当たり確保されるべき質を確保するというための農 林水産省の対応についても明記させていただいております。

続きまして、9ページの(6)以降に記載しているものでございます。ここの(6)及び 10 ページの(7) に、農林水産省が業務の進捗状況を把握して、民間事業者に対する適切な助言等を今後更に行うために、民間事業者において業務の質が満たされなくなり、業務の改善が必要と判断した場合には、民間事業者は業務の改善策を作成して、農林水産省へ提出するとともに、改善策を実施することを明記させていただいております。

また、民間事業者におきましては、業務をやっていく中で、農林水産省に対して、業務の質の確保・向上を図るため、改善提案を行うことができることも明記させていただいております。

続きまして、評価項目でございます。13 ページをお開きください。13 ページの評価項目一覧表の中において、効率的な調査実施等を図る観点から、項目番号の「個別業務の実施方法」の3.2 でございます。これにオンライン調査の導入促進の工夫が示されているかどうかということで、この評価項目を追加しております。

それに関連いたしまして、本文の5ページの9行目でございます。上の方から、なお書きで示しております。「オンライン調査導入の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)ウの提案書にその具体的な内容を記述する」ことを本文にも明記し、評価でも、ここでオンライン調査を進めることが工夫されていれば、加重・加点があるということで、評価項目に入れさせていただいております。

ほかに、この中で、例えば「実施体制」の項目番号 2.1 の 2 行目にございます「業務増加時の人員の補助体制が確立されているか」とか、項目番号 4.1 で「その他、業務を効果的・効率的に実施するための工夫が示されているか」、これらについて評価項目を追加させていただいております。

また、統計調査への理解や調査票の審査・審議等を的確・迅速に行うための工夫について、高配点に見直しております。具体的に言いますと、202.3の「本業務従事予定者の研修」の中段でございます。「統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか」ということで、これの加点が6点から9点に。続きまして、303.5の「審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか」を、効率化ということで、これも加点項目が6点から9点に高配点にさせていただいております。

最後に、実施状況の開示についてでございます。次期事業が、事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫、企画書の提案等が可能となるように、23ページから用意した別紙1とか、 $60\sim78$ ページの別紙16で、実施状況の内容を開示させていただいております。

続きまして、契約上、変更が必要だと判断した点について説明させていただきます。本文の9ページの(5)でございます。「契約金の支払いについて」で、本事業は、標本調査ではなくて、悉皆調査であります。入札時に予定していた調査客体数と実査時の調査客体数が、漁協の統合や漁業者の経営事情により、増えることはなかなかなく、減る方が多いのですが、変動してしまうことから、調査客体数の変動に合わせて契約金額が最初の段階で変更できるように、単価契約という形でしております。それについて9ページの(5)に明記させていただいております。

なお、調査客体への謝礼の代金は国が負担することとしております。これは、ほかの農林水産省の統計調査等も一緒でございまして、調査の過程において、調査客体への謝金の受取の辞退があったりした場合に生じた経費の減少については、どちらかというと民間事業者の創意工夫ではなくて、調査客体側の事情によるということで、支払いにかかった謝金の代金については、国が負担するというふうに整理させていただいたものでございます。

次に、10ページの4の(7)に民間競争入札に参加する者に必要な資格の条件の追加をしております。 ここで、入札説明会に参加し、入札事項の説明を受けた者であることということで、入札説明会への参加を義務づけております。これは、本業務に、入札に真剣に参加したいという業者に対して入札の参加をいただくということから、この点を追加しております。

また、11ページの一番上の(8)でございますが、21ページ一番下の(8)に記載している農林水産省内に設置している民間委託統計調査に関する技術検討会の関係者である、外部有識者本人又はこれらの者と利害関係を有する事業者は入札に参加できないことを資格条件として追加しております。

なお、入札説明会参加の条件を追加しているということで、入札説明会については2回となっております。11 ページの5(1)イに示しているとおり、8月上旬と9月上旬の2回入札説明会を予定しております。

次に、19ページ9の(カ) でございます。「民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。」これは農林水産省の統計調査業務の民間競争入札ではすべて同様の書き方をしておりますが、これを追加しております。これにつきましては、契約を簡素化するということと、個人情報を集約的に管理することで、個人情報の流出を防ぐことから明記させていただいております。

最後になります。本要項の仕様につきまして、5月 20日~6月 10日にかけて意見招請を行いました。その期間中に意見招請に実施要項(案)の説明会も実施いたしましたが、本調査の固有の事項について御意見・御提案はなかったことを御報告させていただきます。

以上、次期実施要項(案)の主なポイントについて御説明を申し上げました。御審議をよろしく お願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございました。

先ほどの「農業物価統計調査」で、同じような修正の箇所がありましたので、そこだけ最初に指摘いたします。

先ほどの委託費の、23ページの表で、(注記事項) 1. に「合計」を入れるということですね。 22・23年度は、委託費合計額と入れる。

表の「委託費(調査協力謝金)」が、20年・21年度と22年度・23年度では中身が違いますので、 1行追加していただいて「委託費」として入れていただくということです。

確認ですけれども、25ページの一番上の「委託費」の最後のところで、「平成 21 年」と書いてありますけれども、これは 22 年の間違いですか。

- ○冨田課長補佐 これは21年です。
- ○小林副主査 21年は、ここに書いてあるのは違う金額。

- ○冨田課長補佐 21年調査についての謝金の支払いを22年度にやっているという意味です。
- ○小林副主査 そういうことですか。
- ○冨田課長補佐 当方の調査は暦年でやっています。例えば 21 年の調査については、21 年度の支払い分と 22 年度の支払い分に分かれております。
- ○小林副主査 こちらは会計年度で書いてあるけれども、ここは調査年度で書いてあるということですね。
- ○冨田課長補佐 そのとおりでございます。
- 〇小林副主査 これはちょっと紛らわしいですね。何か工夫していただかないといけないと思います。平成 21 年度調査分の謝金は、結局、会計年度としては 22 年度に発生しているということですね。
- ○冨田課長補佐 はい、そういうことです。
- 〇小林副主査 そこはちょっと紛らわしいので、そこをちょっと整理していただきたいのと、先ほ ど逢見副主査からあったのは、23ページの人件費の内訳で、「社会保障料」は「社会保険料」であるというところですね。そこが先ほどの審議と共通しておりましたので、その点だけちょっと最初 に申し上げました。
- ○冨田課長補佐 はい。
- ○小林副主査 では、御意見・御質問等をお願いいたします。
- ○逢見副主査 今の説明でいくと支払いを年2回として、90%を3月、それから、8月に10%と うことですが、8月に払うものは、年度で言うと、いつになるのでしょうか。今の説明でいくと。
- ○冨田課長補佐 年度で言うと、8月の支払いは次の会計年度となります。
- ○逢見副主査 謝金の精算も。
- ○冨田課長補佐 謝金の精算もそうですね。

当方の調査は、4月末日に、概数ということで公表しております。その後、確定作業をするという形になっています。それで、3月に支払うのは概数の調査取りまとめに対する支払いということになります。

- ○逢見副主査 概数は当該年度ですか。
- ○冨田課長補佐 はい、そうです。
- ○逢見副主査 わかりました。
- ○加藤専門委員 25 ページです。大変細かい話で恐縮ですけれども、先ほど出ました 21 年調査の 謝金支払い 163,300 円で、この数値が、23 ページの 20 年度・21 年度の調査協力謝金に相当する のかなと思われますが、金額が小さいのですけれども、これだけ違いがあるのは、何か理由がある のでしょうか。
- ○南課長補佐 23ページの表の21年度の金額と22年度の金額と差があるということですね。
- ○加藤専門委員 はい、そうです。
- ○小林副主査 7,000円と12,000円と、163,300円。
- ○南課長補佐 21年度までは、国がやっていたのですけれども、そのとき、受取辞退がかなりあっ

たらしいのですが、民間事業者になりましたら、実際は、漁業関係団体が再委託を受けて実査部分をやっているわけです。そういう関係から、比較的謝金の受取拒否の発生は、国がやっていたときよりは少なくなったのではないかと思います。

- ○加藤専門委員 はい、そのように理解いたします。
- ○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。
- ○加藤専門委員 26ページの注記事項の5番目です。これは、なお書きのところの2行で書かれているこれらの人数は、上の5行の中には入れ込むことはできないから、当然なお書きで出ているのでしょうけれども、何かちょっとしっくりこなかったのですけどね。上の方と何か区別している特別な理由みたいなものがもしあるのであれば、教えてもらいたいと思います。
- ○冨田課長補佐 特別な理由は特になくて、再委託先等については、都道府県ごとに、担当者とか 調査員の人日について、勤務時間という契約形態になっておらず、正確に把握できなかったという ことで、上とちょっと書き分けさせていただいているということでございます。
- ○加藤専門委員 作業の性格的なものということですか。
- ○冨田課長補佐 そうですね。例えば、調査客体の方に連絡、訪問の時間が、例えば昼に行こうと しても、昼は忙しいから夕方以降にしてくれだとか、逆に、午前中にしてくれとか、そういういろ いろなケースがありますので、勤務時間としてなかなか把握できなかったため、書き分けさせてい ただいているということでございます。
- ○加藤専門委員 はい、わかりました。
- ○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと確認ですけれども、それは 29 ページにも出ているのですが、33 ページに「過去の調査 方法別調査客体数」とありまして、21 年度調査からオンライン調査が利用可能になったということ で、だけど、オンライン調査の実績はないのですね。21 年調査は、民間委託をしましたが、オンラ インは難しかったといいますか、オンラインを進めたいという方向性の中で、今までの実績の中で はオンラインは実施されていない。どうしてオンラインが 21 年では進まなかったのかというとこ ろの情報は何かありますでしょうか。

○冨田課長補佐 本調査は、年に1回の調査でございまして、調査を開始するに当たり、民間事業者において、オンライン調査の案内を配付して、協力を依頼したところでございます。その結果、わずかですが、3件がオンラインにしてもいいよということの希望があったのですが、いろいろな操作マニュアルとか、操作方法を説明していく中で、年に1回であれば、こんな手続をしてどうのこうのするよりも、FAXとか郵送若しくは調査員が聞いてやった方が早いという客体の方からの話があって、最終的にオンライン調査を希望しなかったということでございます。

なお、22 年調査につきましては、民間事業者からいろいろ働きかけをしていただいて、わずかですが、2件ほどオンライン調査を実施するという形になっております。年1回の調査だと、受ける方になかなかメリットが見出しにくいという事情があります。

その中で、今回調査で、民間事業者の方にオンラインの工夫をしてメリットがあるような形で契約上、ちょっとインセンティブが働くような形での単価設定等もさせていただいているということ

でございます。

○小林副主査 はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)につきましては、先ほどの修正等を行っていただきまして、修正したことを確認した後に、小委員会での審議はおおむね終了したと考えさせていただきたいと思います。

先ほどと同じような取り扱いになりますので、事務局からの確認はいいですか。

○事務局 では、修正部分を再度確認させていただきたいと思います。

まず1点が、先ほどの農業物価と同様ということで、本文の 15 ページの国有財産の関係です。 実施要項を見やすくするという観点から、3ページ目の(6)「調査方法」のウで、オンライン調査が 初めてここで出てきますので、これを参照するということで、本文の 15 ページに参照として入れ ていただく。

それから、23ページです。情報開示の経費の部分でございますが、まず、表組みの委託費のところですね。こちらを「委託費」と「調査協力謝金」という形で分けた記載をすること。

(注記事項)の1番目、22・23年度は2年間の合計額をわかるようにということ。

2番目の「人件費」で誤字がございましたので、こちらの修正をというところです。

それから、25 ページ「委託費」の説明でございます。(参考)で入っております 21 年調査の謝金支払ですが、ここは年度とうまくわかるような書きぶりに修正をしていただければと思います。 こちらの修正をいただきまして、また、先生方に見ていただいた上でということでお願いできたらと思います。

○小林副主査 よろしくお願いいたします。

今、修正していただいたものは、委員の先生方にフィードバックしていただいて、それを確認していただくようにお願いしたいと思います。

その後、実施要項(案)の取り扱い、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただ きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、 適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日確認できなかった意 見等も事務局にお寄せいただいて、事務局に整理していただいた上で、それを委員にまたフィード バックしたいと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

農林水産省におかれましては、ただいまの修正を行っていただきまして、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。